取引会員の単独発電機または各リストパターンの取引停止解除のお知らせ

2026 年 10 月 29 日
一般社団法人 電力需給調整力取引所

本取引所は、需給調整市場の取引規程 第 41 条にもとづき、下記の単独発電機または各リストパターンにつきまして、本市場における取引停止処分を解除いたしましたのでお知らせいたします。

記

処分対象管理 No.	28
取引停止年月日	2026 年 8 月 21 日
アセスメント不適合発生月	2026 年 4 月
分類	単独発電機
事象	三次調整力①商品において，1 リソースで 1 歴月内にアセスメントⅡの要件不適合が 4 回発生
処分内容	当該リソースの三次調整力①商品の新規取引停止
処分理由	アセスメントⅡにおいて，三次調整力①商品における当該リソースの 1 暦月内の不適合回数が 3 回以上であったため。
取引停止解除年月日	2026 年 10 月 30 日
処分解除理由	取引規程第 24 条（実働試験の実施方法）に定める実働試験を実施し，その条件を満たすと判断したため。

以　上